

[事案 2023-18] 保険料払込期間変更等請求

・令和 5 年 12 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

約款の規定を理由に、保険料払込期間の延長および年金支払開始日の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 5 月に契約した個人年金保険（保険料払込満了：令和 5 年 4 月、年金支払開始：令和 10 年 5 月）について、令和 4 年 8 月に保険会社に保険料払込期間と年金支払開始日の延長を申し出たが、保険会社から却下された。しかし、以下等の理由により、保険料払込期間を延長し、年金支払開始日を変更してほしい。

- (1)約款では、保険料払込期間中に限り、保険料払込期間および年金支払開始日を変更することができることになっている。
- (2)保険会社は、保険料払込満了日が既に過ぎているから延長不可と言ったり、本契約は元々、保険料払込期間と年金支払開始日の延長はできない商品であると言ったり、説明がまちまちである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、保険年齢 28 歳のときに加入したが、本契約の契約時保険年齢 28 歳での取扱可能範囲は、保険料払込満了年齢は 55 歳か 60 歳の選択のみで、年金支払開始年齢は、保険料払込満了年齢が 55 歳の場合は 55 歳または 60 歳、保険料払込満了年齢が 60 歳の場合は 60 歳または 65 歳である。
- (2)本契約の保険料払込期間満了日の年齢は 60 歳、据置期間 5 年で年金支払開始日の年齢は 65 歳であることから、本契約は、そもそも変更の取扱いが不可であり、担当者は、保険料払込期間延長や年金支払開始日の変更は取扱いできない旨、正しく説明をした。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、主張の内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。